

平成 30 年 3 月 1 日

税理士 松丸会計事務所

* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

「経営者の退職金制度」・・・小規模企業共済制度 **全額が所得控除できます**

小規模企業共済制度とは、国が全額出資の独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する、小規模企業の役員や個人事業主のための積み立てた掛金に応じて給付金が受け取れる制度です。いわば、「経営者の退職金制度」です。

(1) 加入資格

下記の事業を営む「個人事業主」または「会社の役員」

- ・ 常時使用する従業員が 20 人以下の建設業、製造業、運輸業、農業など
- ・ 常時使用する従業員が 5 人以下の卸売業・小売業・サービス業
- ・ **上記に該当する事業の経営に携わる共同経営者（個人事業主 1 名につき 2 名）**
- ・ その他一定の事業の役員

(2) 掛金

- ・ 月額 1 千円～7 万円（5 百円単位）で選択でき、加入後は範囲で増減が可能です。
- ・ 納付方法は月払・半年払・年払から選択でき、前納が可能（前納減額金あり）

(3) 共済金

- ・ 下記の場合に共済金は受け取ることができ満期はありません。

| 共済金の種類 | 個人事業 | 法人役員 |
|--------|----------|----------------------------|
| 共済金 A | 廃業・死亡 | 法人の解散 |
| 共済金 B | 老齢給付 | 病気等や 65 歳以上の退任・死亡・老齢給付 |
| 準共済金 | 法人成りして解約 | 上記共済金 A・B 以外の退任・65 歳未満での退任 |

- ・ 老齢給付・・・65 歳以上で掛金納付月数が 180 ヶ月以上
- ・ 掛金納付月数が 12 カ月以上の場合、解約により解約手当金の受取りができます。
- ・ 各共済金について加入時期により取扱いが異なることがあります。

| 掛金納付年数 | 5 年 | 10 年 | 15 年 |
|-------------|-----------|-------------|-------------|
| 払込金額(月 1 万) | 60 万 | 120 万 | 180 万 |
| 共済金 A | 621,400 円 | 1,290,600 円 | 2,011,000 円 |
| 共済金 B | 614,600 円 | 1,260,800 円 | 1,940,400 円 |
| 準共済金 | 600,000 円 | 1,200,000 円 | 1,800,000 円 |

- ・ 任意解約の場合、掛金納付月数が 20 年未満では元本割れします。

(4) 税制上のメリット

① 掛金は「**小規模企業共済等掛金控除**」として**全額が所得控除**できます。

② 共済金・解約手当金は受取方法により異なりますがおおむね下記のとおりです

| 受け取り方法 | 税法上の取扱い | 備考 |
|---------------------|---------------|----------------------|
| 共済金・準共済金を一時金 | 退職所得 | 退職所得控除して 1/2 課税 |
| 共済金を分割受取 | 公的年金等の雑所得 | 公的年金の控除あり |
| 遺族が共済金を受取り | 相続税の対象 | 法定相続人×5 百万の控除 |
| 65 歳以上の任意解約等 | 退職所得 | 退職所得控除して 1/2 課税 |
| 65 歳未満の任意解約等 | 一時所得 | |